情報提供

那医発第485号
令和8年10月20日

施設長　各位

那覇市医師会
会　　長　玉井　修
副 会 長　宮城 政剛

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 ０９８－８６８－７５７９）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

沖医発第 1087 号
令和 8年10月13日

地区医師会担当理事　殿

沖縄県医師会
理事　仲村尚司
（公印省略）

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、令和8年9月30日付、「予防接種実施規則の一部を改正する省令」が公布され、同年10月1日に施行された旨、お知らせするものです。

なお、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種について、使用するワクチンや用法等の変更に伴う改正となっており、使用するワクチンによっては接種量が異なることから、ワクチンを取り扱う医療機関におかれましては、改正内容をご確認の上、取り扱いにご留意くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について
（令和8年10月2日 日医発第1320号（健Ⅱ））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良
TEL：098－888-0087
FAX：098－888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

受付
R08. 10. 05
沖縄県医師会

7

日医発第 1320 号（健Ⅱ）
令和 8 年 10 月 2 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹　本　洋　一

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出され、同部予防接種課より本会宛に周知方依頼がありました。

本通知は、別紙のとおり予防接種実施規則の一部の改正を通知するものです。

新型コロナウイルス感染症の定期接種は、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に、以下のいずれかの方法で行うものとすることとされています。

- コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 6 年 5 月 29 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。以下「法」という。第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 XFG に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
- 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 6 年 9 月 5 日に法第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 XFG に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 7 年 8 月 28 日に法第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 NB.1.8.1 に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 8 年 5 月 18 日に法第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 XFG に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法
- コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 8 年 5 月 18 日に法

第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 NB.1.8.1 に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法

改正省令は、令和 8 年 9 月 30 日公布、令和 8 年 10 月 1 日から施行されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和８年９月３０日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課
（　公　印　省　略　）

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 146 号）が本日、公布されました。

別添のとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

感発 0930 第３号
令和８年９月 30 日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
（　　公　　印　　省　　略　　）

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 146 号）が本日、別紙のとおり公布されました。

改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

第１　改正の概要

新型コロナウイルス感染症の定期接種は、毎年 10 月１日から翌年３月 31 日までの間に、以下のいずれかの方法で行うものとすること。

・　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和６年５月 29 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条第１項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２オミクロン株ＸＦＧに対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法

・　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和６年９月５日に法第 14 条第１項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２オミクロン株ＸＦＧに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法

・　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和７年８月 28 日に法第 14 条第１項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２オミクロン株ＮＢ．１．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法

・　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和８年５月 18 日に法第 14 条第１項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２オミクロン株ＸＦＧに対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

・　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和８年５月 18 日に法第 14

条第１項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２オミクロン株ＮＢ．１．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法

第２　施行期日

この省令は、令和８年10月１日から施行すること。

以上

（前のページより続き）

○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（同一四二）　一七三

○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同一四四）　一八二

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一四五）　一八三

○予防接種実施規則の一部を改正する省令（同一四六）　一八三

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産七〇）　一八三

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同七一）　一八七

○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七二）　一九五

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同七三）　一九九

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（同七四）　二〇六

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通八〇）　二一〇

○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（防衛二四）　二一三

〔規　則〕

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委二一）　二一九

〔法規的告示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委九）　二二一

○子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件の一部を改正する件（こども家庭庁一六）　二二一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件（法務七九）　二二二

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働三六〇）　二二三

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同三六一）　二二三

○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同三六二）　二二三

○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同三六三）　二二四

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三六四）　二三〇

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（同三六五）　二三一

○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（同三六六）　二三二

○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（同三六七）　二三三

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同三六八）　二三七

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（同三六九）　二三三

○平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を改正する告示（農林水産一五〇）　二三五

○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同一五〇一）　二三七

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件（同一五〇二）　二三九

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示（経済産業一二五）　二六〇

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一一七九）　二六一

○令和九年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（同一八〇）　四一一

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（同一八一）　四一五

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同一一八二）　四一六

〔その他告示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府一二一）　四一九

（他の省令の廃止）

第四条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第四十四号）

二　社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第四十五号）

三　社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和三年厚生労働省令第百六十五号）

四　社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和三年厚生労働省令第百六十八号）

五　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和四年厚生労働省令第百七十六号）

六　社会保険診療報酬支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和四年厚生労働省令第百七十七号）

七　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和八年厚生労働省令第四十号）

八　社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和八年厚生労働省令第四十一号）

○厚生労働省令第百四十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
（令和八年熊本地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）	（新設）
第十七条の五の四　令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十二条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和八年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。	
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	

○厚生労働省令第百四十六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十二年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（接種の方法）	（接種の方法）
第二十五条　新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	**第二十五条**　新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
（削る）	一　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＥＣに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法
一　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＦＧに対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより、一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法	二　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジ剤により、一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

三　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（令和六年九月五日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＦＧに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和七年八月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＮＢ．１．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和八年五月十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＮＢ．１．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

六　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和八年五月十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＮＢ．１．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

三　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（令和六年九月五日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年十月三日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和七年八月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＥＣに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

（新設）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○農林水産省令第七十号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）
第六条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官一人、評価専門官二人、政策立案企画官一人、デジタル企画官三人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。	**第六条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官一人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。
2～15　（略）	2～15　（略）
（削る。）	16　データ活用企画専門官は、農林水産省の所掌事務に係るデータのマネジメント及び活用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
16・17　（略）	17・18　（略）
（食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）	（食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）
第二十条　食品安全政策課に、食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官四人、リスク管理専門官四人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。	**第二十条**　食品安全政策課に、食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官四人、リスク管理専門官三人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。
2～10　（略）	2～10　（略）